

分野：5. 心豊かに暮らせるまち 【都市】

				担当部	都市建設部
施策番号	5 – 1	施策名	土地利用の最適化	主担当課	都市計画課
関連組織					
分類	施策にかかる社会潮流				関連資料名（法律、条例、計画等）
国の動向	持続可能なまちづくりを進める上では、都市機能の集約による効果的・効率的な生活サービスの提供や、一定エリアでの人口密度の維持、拠点間をつなぐ公共交通ネットワークが重要となっており、このような背景の中、「都市再生特別措置法」が改正・施行され、「立地適正化計画制度」が創設された。この制度は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導により、行政と住民や民間事業者が一体となって“集約型都市構造”に向けた取組みを推進する計画として活用できるものである。				都市再生特別措置法改正・立地適正化計画制度の創設（平成 26 年 8 月）
	近年、稠密な土地利用がなされている市街地においては、小規模な農地であっても付加価値の高い緑地機能を発揮しているものが存在している。また、平成 3 年改正後に生産緑地地区に定められた農地等については、2022 年を境に都市計画決定後 30 年を経過するものが約 8 割と大多数を占めており、こうした多くの生産緑地が急激に宅地化されるおそれがあり、都市環境に著しい影響を与えることが懸念されている。このため、30 年経過後においても都市計画により確実に保全されるよう、「特定生産緑地制度」を創設し、30 年経過時点から 10 年ごとに買取りの申出ができる始期を延長する。				都市農業振興基本計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定） 生産緑地法の改正（平成 29 年 5 月）
県の動向	人口の急激な減少と高齢化を背景として、県内のまちを取り巻く情勢は、ますます厳しさを増す中、各地域における活力の維持・向上を図りながら、様々な世代の住民が安心できる健康で快適な生活環境を実現することが重要である。そのためには、地域の中心となる拠点における都市機能の集約や低未利用地の活用、各地区の特色や地域資源を活かした取組等を進めることにより、賑わいのある住みよいまちづくりを進めていく必要がある。奈良県は、こうした考えのもと、広域的な視点から、地域創生に資する、駅、病院、社寺、公園などの拠点を中心としたまちづくりを進め、その特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに拠点間相互の連携を強化することによって、県全体としての総合力を発揮する都市形成を目指している。				県と市町村とのまちづくりに関する連携協定
市の動向	桜井市では、人口減少・少子高齢化が進展しても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住機能や都市機能の誘導に向けた考え方や、地域間の連携を強化する地域公共交通等の都市交通体系の方針等を示すことを目的に、桜井市立地適正化計画を策定した。				桜井市立地適正化計画（平成 30 年 3 月）
市の動向	中山間地域において、生活サービスや地域活動を歩いて				桜井市まち・ひと・しごと創生総合戦略

	動ける範囲でつなぎ、各地域を予約型乗合タクシーやコミュニティバスなどの公共交通で結び、中山間地域の再生を目指す「小さな拠点」の形成に向けて取組を進めている。	(平成 27 年 10 月)
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井市では、クルマ社会の進展に伴い、郊外部への人口の流出や、商業施設等の日常生活サービス施設が分散傾向にある。 ● 桜井市立地適正化計画を策定し、人口減少・少子高齢化が進展しても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住機能や都市機能の誘導に向けた考え方や、地域間の連携を強化する地域公共交通体系の方針等を示している。 ● 都市農地の位置づけを、「宅地化すべきもの」から都市に「るべきもの」へと政策転換した国の政策に沿って、新たに創設された「特定生産緑地」制度を農家に周知し都市農地の保全に努めている。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後、人口減少・少子高齢化の進展が見込まれる中、中心市街地の空洞化や、これに伴う地域の魅力・活力の低下が懸念されている。 ● 人口の急激な減少や高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現することが求められている。 ● 効率的・効果的な行財政運営を行うために立地適正化計画に基づく集約型・地域連結型のコンパクトシティを進めるため、都市機能の誘導や居住の誘導に向けた施策・事業を行うことが課題である。 ● 都市農家に対して都市農地の重要性を認識してもらい、「特定生産緑地」制度等の利用を促し、都市農地を保全していく必要がある。 	
市民生活の目標像	時代にあった適正な土地利用がなされ、暮らしの環境も自然環境も良好に保たれている	
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史に守られた自然や、地域の生活とともに育まれ守られてきた自然を守るために、市民に身近にある良好な自然の価値を理解してもらうための取り組みを進めるとともに、地域の活性化に向けコンパクトなまちづくりに向けた取り組みを展開する。 	

分野：5. 心豊かに暮らせるまち 【都市】

				担当部	都市建設部
施策番号	5－2	施策名	交通基盤整備の促進	主担当課	土木課
関連組織	都市計画課				
分類	施策にかかる社会潮流				関連資料名（法律、条例、計画等）
国の動向	道路構造物の予防保全・老朽化対策の観点も踏まえた点検を含む維持・修繕の実施。 道路メンテナンスの点検結果を踏まえ、早期措置が必要な施設の対策内容を盛り込んだインフラ長寿命化修繕計画（個別施設計画・行動計画）の策定を、計画的に行い修繕を実施。				道路法【H26.6】改正
県の動向	省令・告示に基づく定期点検、個別施設計画ごとの長寿命化修繕計画の策定。 計画に基づく修繕・更新・撤去。 安全・快適でわかりやすい自転車利用ネットワークを構築するとともに、自転車の利用しやすい環境を創出する。				道路法【H26.6】改正 奈良県自転車利用促進計画
市の動向	バリアフリー基本構想、橋梁長寿命化修繕計画、トンネル長寿命化修繕計画の実施計画に基づき計画的に交通基盤整備を実施していく。				バリアフリー基本構想(H30. 3) 橋梁長寿命化修繕計画(R2.3) トンネル長寿命化修繕計画(H31.3)
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の全橋梁 414 橋の近接目視による定期点検が完了し、点検結果に基づき橋梁長寿命化修繕計画を新たに策定。また 2 巡目の橋梁定期点検を順次実施。 ● トンネル長寿命化修繕計画の策定が完了。次回の点検までに計画的にトンネルの修繕を実施。 ● 歩行空間の確保等の通学路における交通安全対策として、点検結果を踏まえ計画的に修繕を実施。 ● 桜井市道の道路構造に関する条例は、令和 2 年度以降に自転車道に係る内容を改正予定。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路等の老朽化が進んでおり、舗装・道路構造物の補修等が必要である。 ● 橋梁・トンネルは長寿命化修繕計画に基づいて 5 年に 1 回の頻度で行っている。点検結果がⅢ判定の物については次回点検までに補修工事を行うことが原則となっている。 ● 通学路の安全対策は、通学路の合同点検で指摘された危険箇所について早急に改善する必要がある。 				
市民生活の目標像	道路の環境整備が行き届いており、市民や事業者はどんな状況においても移動に問題がない				
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる市民が、その居住地・年齢・障害の有無に関わらず、普段の生活や産業活動において安全かつ安心して移動できることが大切である。そのために、既存の道路を最大限に有効活用できるよう、橋梁・トンネルの長寿命化や道路の維持補修を進めるとともに、歩道のバリアフリー化などを進める。さらに、緊急性や有効性を十分に検討し優先順位を明確化した上で、新たな道路整備事業にも取り組む。 ● 道路、水路等の日常的な点検・整備・維持・美化清掃等、きめ細かな道路管理については市民の協力と合意が不可欠である。自治会等の地域コミュニティと連携した取り組みの体制と仕組みを充実させる。 				

分野：5. 心豊かに暮らせるまち 【都市】

		担当部	市長公室
施策番号	5－3	施策名	市内の移動の円滑化
関連組織	都市計画課		
分類	施策にかかる社会潮流		関連資料名（法律、条例、計画等）
国の動向	交通政策基本計画において、交通関係施策の3つの基本方針として、「豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現」「成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築」「持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」を位置付けている。		交通政策基本法の制定（平成25年12月4日公布・施行） 交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）
	これまでの「地域公共交通総合連携計画」にコンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携や面的な公共交通ネットワークの再構築を位置付けた「地域公共交通網形成計画」や、再編に向けた具体的な実施計画である再編実施計画の策定が可能となった。		地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年5月21日公布、同年11月20日施行）
	地域公共交通に関して、AIなどの新技術・サービスの進展を踏まえた地域の取り組みを促進するための計画・支援制度のあり方が検討されている。		戦略成長フォローアップの閣議決定（令和元年6月21日）
県の動向	「奈良県公共交通基本計画」においては、移動ニーズに応じた交通サービスの実現やまちづくり・保健・医療・福祉・教育・観光・産業等の分野との連携が掲げられている。		奈良県公共交通基本計画の策定（平成28年3月）
	「奈良県地域公共交通網形成計画」においては、エリアごとに「公共交通とまちづくりのデッサン」をまとめており、桜井市を含むエリアにおいては方向性として観光地への誘客が位置づけられている。		奈良県地域公共交通網形成計画の策定（平成28年3月）及び改定（平成29年8月）
	平成25年2月に、知事・市長村長・交通事業者の代表者等で構成される奈良県地域公共交通改善協議会を設置し、移動ニーズに応じた交通サービス実現に向けた各種の取組みを行っている。		奈良県地域公共交通改善協議会設置要綱（平成25年2月）
市の動向	平成21年2月に「桜井市地域公共交通活性化再生協議会」を設立し、公共交通に係る多様な課題を協議している。また、「桜井市地域公共交通総合連携計画」や「桜井市公共交通運行実施計画」を策定し、持続可能な公共交通網の構築のため取組みを進めている。		第2次桜井市地域公共交通総合連携計画の策定（平成26年3月） 平成27年度桜井市公共交通運行実施計画（平成26年9月）
	平成30年7月に近畿運輸局との間で「地域連携サポートプラン」協定を締結し、桜井市の公共交通の維持・改善と諸課題の解決に、近畿運輸局と連携して取り組んでいる。		地域連携サポートプラン（平成30年7月）
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井市地域公共交通活性化再生協議会での協議に基づき、市内各地域でのコミュニティバスとデマンドタクシーの運行を実施している。 ● 広域路線バスの運行についても、奈良県地域公共交通改善協議会での協議・調整により実施している。 		

課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内公共交通の利用者数の減少に伴い、市の財政負担が増大していることから、持続可能な公共交通網構築のための施策を行う必要がある。 ● 運転免許証を返納する高齢者が今後増えることが見込まれるため、公共交通の利用を促すような取組みが求められる。 ● 市民や訪問客にとって、公共交通の認知度が低い。
市民生活 の目標像	利用状況や地勢を考慮した最適な公共交通網を整備することで、誰もが手軽に安心して公共交通を利用できる
取り組み 方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実情に応じて、コミュニティバスやデマンドタクシー等の公共交通網を再改編することにより、持続可能な公共交通の実現を図る。 ● 市民に対しては生活交通として、また、来訪者に対しては観光施設等へのアクセス手段として、公共交通の利便性を高めるとともに、公共交通の利用促進を図るために啓発活動にも取り組む。

分野：5. 心豊かに暮らせるまち 【都市】

				担当部	都市建設部
施策番号	5-4	施策名	住環境・空き家対策の推進	主担当課	営繕課
関連組織	市民協働課				
分類	施策にかかる社会潮流				関連資料名（法律、条例、計画等）
国の動向	国土交通省は、少子高齢化・人口減少社会を正面から受け止めた、新たな住宅政策の方向性を提示するものとして、「若年・子育て世代や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の実現」、「既存住宅の流通と空き家の利活用を促進し、住宅ストック活用型市場への転換を加速」、「住生活を支え、強い経済を実現する担い手としての住生活産業を活性化」をポイントとする新たな住生活基本計画を閣議決定した。				住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）
	西日本を中心に甚大な被害をもたらす可能性がある南海トラフ巨大地震の発生が危ぶまれる中、地震から人的・経済的被害の軽減を図るために、住宅・建築物の耐震化が急がれている。				建築物の耐震改修の推進に関する法律（耐震改修促進法）（平成25年11月25日改正）
	適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを受けて、議員立法により、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定・施行された。				空家等対策の推進に関する特別措置法の制定（平成27年5月完全施行）
県の動向	まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、その方針が県の方針と合致するプロジェクトについては県と市町村でまちづくり連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施している。県営住宅の建て替えにあたっては、市や町と連携し、地域のまちづくりの計画と整合性を図ることとしている。 建て替えにより生じる余剰地については、市や町と調整し、高齢者や子育て支援施設の導入等、地域の暮らしに必要な機能の整備の検討を行うこととしている。				奈良県住生活基本計画（平成29年3月改定） 奈良県住生活ビジョン（平成29年12月改定）
	南海トラフ巨大地震を含め、奈良県内の活断層である奈良盆地東縁断層帯及び中央構造線断層帯による地震が発生した場合、甚大な被害をもたらす可能性があるため、地震から人的・経済的被害の軽減を図るための住宅・建築物の耐震化が急がれている。				奈良県耐震改修促進計画（平成28年3月改定）
	奈良県住生活基本計画において、空き家の増加への対応は住まい・まちづくりにかかる課題とされている。				奈良県住生活基本計画（平成29年3月改定）
	空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する都道府県による援助として、奈良県空き家対策連絡会議を設置し、情報提供や市町村相互間の連絡調整を行っている。				奈良県空き家対策連絡会議の設置（平成28年11月設置）

市の動向	更新期を迎える老朽化した公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を図っている。	桜井市公営住宅等長寿命化計画（平成 28 年 2 月改定）
	奈良県及び桜井市が、連携・協力しながら地域住民の住環境の維持保全及び向上に取り組むことで、地域の持続的発展及び活性化を図っている。	桜井市近鉄大福駅周辺地区のまちづくりに関する基本協定書（平成 27 年 7 月 31 日締結）
	国及び県の動向を踏まえ、桜井市内の公有建築物及び住宅の耐震化を計画的に推進している。	桜井市耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月改定）
	桜井市空家等対策協議会と協議のうえ、桜井市空家等対策計画を策定し、空き家対策の施策を実施している。	桜井市空家等対策計画（平成 29 年 3 月策定）
現状	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅 472 戸、改良住宅 180 戸を管理している。当面の 10 年を計画期間として策定した桜井市公営住宅等長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコスト（LCC）を削減してまちづくりに資すべく、地区ごとに基本計画を策定する方向性を決定している。 桜井市耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進するための施策を実施している。 桜井市空家等対策協議会の意見を踏まえながら、桜井市空家等対策計画に基づく空き家対策の施策を実施している。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅長寿命化計画については、財政負担を低減するための PFI 等の事業手法、財源の確保等について引き続き十分に検討する必要がある。また、まちづくり計画、立地適正化計画等関連する計画と十分に整合性を取っていく必要がある。 既存木造住宅耐震診断、既存木造住宅耐震改修については、低調な傾向となっているが、今後も引き続き耐震事業の重要性を市民に訴えていく必要がある。 適切な管理が行われていない空家等が、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている。 	
市民生活の目標像	市民はそれぞれの暮らしに必要な住環境のもと、安心して快適に生活している	
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅入居者や公共施設利用者が安全かつ安心に利用できるよう、建築物の耐震化や、子育て世代、高齢者や障害者の方に配慮した快適な施設空間の整備を進めます。 市民が自ら良好な居住空間の維持管理に取り組めるよう、市民意識の啓発や情報提供の充実を図りつつ、市街地における既存住宅ストックの有効活用なども含め、多様な世代の暮らしを支えるための支援策を調査研究してきます。 所有者等による空家等の適切な維持管理を促進するとともに、空家等の利活用による地域活力の維持・増進に取り組みます。 	

分野：5. 心豊かに暮らせるまち 【都市】

				担当部	都市建設部
施策番号	5－5	施策名	景観の保全と活用	主担当課	都市計画課
関連組織	都市計画課、商工振興課、観光課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	高度経済成長が進む中、景観形成の取組は後手となりがちであり、各地で景観の乱れが進行。先進的な地方自治体では自主的な景観条例の制定等を通じて取組に努めるも、法律の後ろ盾がなく強制力に限界があった。他方、国民の間に、環境問題や生活の豊かさへの関心の高まりと併せ、景観形成に対する意識が向上。住民やNPO等が地域の景観形成に参画する事例が増加する一方で、景観に関する訴訟も増加。 結果として法規に基づく景観ルールが必要であり平成16年に景観法が制定された。			景観法（平成16年制定）	
	重点施策の方向性として、景観法や歴史まちづくり法等を活用し、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するとされた。また、重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標（KPI）として、景観計画に基づき取組を進める地域の数（市区町村数）を【H26年度458団体 → H32年度約700団体】とされた。			社会資本整備総合計画（第4次） (平成27年9月18日閣議決定)	
	主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）において景観計画の策定を促進。			観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）	
	主要な観光地における景観計画や歴史的風致維持計画の策定を促進し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進する。			観光ビジョン実現プログラム2019（令和元年6月観光立国推進閣僚会議）	
県の動向	奈良県では、世界に誇る歴史文化遺産や、それらと一緒に歴史的風土と豊かな自然環境を保全するとともに、生活舞台としての良好な都市景観を創出するため、奈良県景観条例を制定するとともに、景観法に基づく奈良県景観計画を策定した。			奈良県景観条例（平成21年3月27日） 奈良県景観計画（平成21年5月）	
	奈良県では規制とは別に、県民の皆様の力で景観を創造していく制度も創設している。			奈良県景観住民協定（平成21年8月31日） 奈良県景観センター（平成24年7月11日） 奈良県景観資産（平成24年3月）	
市の動向	桜井市では平成24年に桜井市景観計画を策定し、景観行政団体へ移行し奈良県より権限委譲を受けた。			桜井市景観計画（平成24年10月） 桜井市景観条例（平成24年3月） 桜井市景観条例規則（平成24年3月）	
	桜井市景観計画で重点景観形成区域に指定している、大神神社参道地区、三輪地区、本町通地区について景観ガイドラインを制定した。			三輪・大神神社参道地区景観ガイドライン（平成31年1月） 桜井駅周辺・本町通地区景観ガイドライン（平成31年1月）	
	桜井駅南口地区、三輪・大神神社参道地区、長谷寺門前町周辺地区において、市民・事業者・行政が協働して協働して景観を活かしたまちづくりに取り組み始めた。			桜井市街なみ環境整備補助金交付要綱制定（平成30年11月）	

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井市景観計画、三輪・大神神社参道地区景観ガイドライン、桜井駅周辺・本町通地区景観ガイドラインをHPで公開、窓口で配布し市民に良好な景観に対する理解を促進している。届出義務のある行為については届出を通じて、現にある良好な景観の保全に努めている。 ● 補助金を活用し市民が積極的に景観を守る取組みを進めている。 ● 景観ガイドラインに即した公共施設を整備し地域の景観づくりの先導的役割を果たすよう取組んでいる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観ガイドラインに示されている景観づくりの取組み状況など景観に関する情報を明確に伝えることが課題となっている。 ● 補助金を活用した修景事業等、市民が積極的に景観を守る取組みを促進させることが課題となっている。
市民生活の目標像	市民は自分のまちの良さを自覚しており、良好な景観が守られている
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好的な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等の調和によって育まれることから、市民自らが主体的に景観づくりに取り組めるよう、景観に関する啓発・知識の普及、及び情報の提供を通じて地域のまちづくり活動を促進するとともに、公共事業においては地域の景観づくりの先導的役割を果たすよう取り組む。 ● また、現にある良好な景観の保全と合わせ、新たに良好な景観の創出を図り、観光その他の地域間の交流の魅力を高める。

分野：5. 心豊かに暮らせるまち 【都市】

				担当部	都市建設部		
施策番号	5 – 6	施策名	都市環境の向上	主担当課	都市計画課		
関連組織	–						
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）			
国の動向	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」において、都市公園についても対象となり、特に必要公園施設として、12施設が定められ、新設時・改築時等に都市公園移動等円滑化基準への適合義務等が課せられることとなった。</p> <p>都市公園の管理は、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するよう行うこととなっており、遊具等については1年1回点検を行い、遊具以外については利用状況等を勘案して適切な時期に公園の巡視を行い、清掃等の公園の機能維持のための措置を講ずること等を定める。</p> <p>民間資金を活用し、公園整備、管理にかかる財政負担を軽減しながら、公園の利便性、快適性、安全性を高め、公園利用者向けサービスの充実を図るため、公募設置管理制度（Park-PFI）が創設された。また、事業者の長期的事業運営を確保し、より多くの民間参入を促進するため、PFI事業により公園施設を整備する場合の設置管理許可期間がPFI事業の契約に合わせて延伸された。</p>						
県の動向	<p>障害者、高齢者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をはじめとするすべての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的に条例を定めた。</p>						
市の動向	<p>栗殿地区の中心にある桜井中央児童公園は、遊具が少ないため子供にとって魅力が薄いことや、活用していない池跡が危険であること、トイレの老朽化等の問題を抱えており、改修整備することにより、子どもを安心して遊ばせることの出来る空間の創出を図る。</p> <p>桜井市における都市づくりの方針の中で、「自然的環境の保全・形成の方針」が示されており、その一項として、公園緑地等の整備充実や住民参加・地域ボランティアとの連携などに言及している。</p>						
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人当たりの、公園面積は 3.64 m²/人で、近隣都市と比較しても低い水準となっており、日常的なレクリエーション施設の水準は、社会のニーズに対して不十分な状況である。 ●鳥見山緑地公園の整備については、平成30年度より法面保護工事に着手しており、今後も継続して事業を実施する。 ●桜井中央児童公園の再整備については、基本計画時のアンケートやボランティア団体の意見を踏まえ、平成30年度に実施設計業務を完了し、それを基に、令和元年度より4ヵ年で実施する。 ●公園管理については、予算の範囲内で最大限の適正管理に努めており、予算の不足する範囲については、都市計画課職員にて、草刈・樹木剪定・公園定期点検等を実施している。また、アダプトプログラムの活用によりボランティア参加者数は増加している。 						

課題	<ul style="list-style-type: none"> ●公園管理については、市民や地域ボランティア団体等が積極的に参加できる仕組みを整えるとともに、多くの参加を促す仕組みの充実が課題である。 ●公園内の高木管理については、必要最低限の対応となっているが、強風等により倒木の恐れがある枯木や成長しすぎた支障木等の対応も含め、市民のニーズも年々増加傾向にある。また、遊戯施設については、緊急を要する施設については修繕対応のみとしており、更新は見送っている。 ●休止中の桜井公園整備事業及び市内都市公園バリアフリー対策事業は、現在着手中である鳥見山緑地公園整備事業及び桜井中央児童公園再整備事業完了後に事業実施予定である。
市民生活 の目標像	日常的にみどりとふれあい、屋外で余暇を楽しんでいる
取り組み 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者がさらに多くなるこれからの時代に、身近な憩いの場の充実を図るために、地域の歴史や自然資源を活かしながら、健康増進機能の充実やユニバーサルデザイン化を推進するなどして、誰もが安全に安心して、そして気軽に利用できる公園緑地の整備を進める。 ●また、公園緑地に対する新たなニーズ、多様化するニーズに応えるために、アダプトプログラム等を活用した市民との協働による効果的な整備や適正で効率的な管理を進める。

分野：5. 心豊かに暮らせるまち 【都市】

				担当部	上下水道部		
施策番号	5－7	施策名	上水道の安定経営	主担当課	経営総務課		
関連組織	上水道課						
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）			
国の動向	わが国の水道は 97.9%の普及率を達成し拡張整備の時代から既存の水道の基盤を強化していく時代となっていることから、水道法の改正を行い所要の措置を講ずる。 改正ポイント ・広域連携の推進 ・適切な資産管理の推進 ・官民連携の推進			水道法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 92 号)			
県の動向	県内の中小規模水道事業の経営基盤の長期的な安定を図ることを目的として、県内 28 市町村水道事業と県営水道を統合する方針。			県域水道一体化構想 (平成 29 年 10 月)			
市の動向	県が提唱する「県域水道一体化構想」に基づく県域水道事業一体化の協議に参加し、統合に関する条件整備のすり合わせ協議を進めて行く方針。			水道事業経営戦略 (平成 29 年 2 月) 配水管路更新計画 (平成 29 年 3 月)			
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少・大口使用者の減少、節水意識の向上による水需要の減少により給水収益が年々落ち込んでいる。 ● 施設の老朽化・耐震化対応による投資費用が増大している。 ● 職員の減少・ベテラン職員の退職により、技術力が低下している。 ● 老朽化した管路により折損事故が発生する可能性が高まっている ● 水道未普及地域への対策が未定である。 						
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少が進む中、給水収益が減少するものの、維持管理費用や更新に係る投資費用は増大しており、料金値上げや広域化以外に有効な解決手段がない。 ● 技術職員の減少により技術力が低下しているが、人件費を削減する方針のため、確保が難しい。 ● 老朽管路の対策として「配水管路更新計画」に基づく更新工事を実施しているが、人員・財政面において計画どおり更新が進まない。 ● 水道未普及地域への対策が必要であるが、上水道での給水は費用的に困難である。 						
市民生活の目標像	将来に渡って、いつでも、安全でおいしい水が飲める						
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水収益の減少、投資費用の増大、職員減少・技術力低下の問題を同様に抱える奈良県 28 市町村市町村水道事業と県営水道が統合し一体化することで経営基盤の強化を目指すため、各部会において協議を進める。 ● 管路更新及び耐震化を含めた施設の整備や、アセットマネジメントの視点で、施設の重要度を判断し、適切な維持更新計画のもと施設の延命化を図る。 ● 適正な財政計画のもとで効率的な運営を進め、将来にわたる安定経営を目指す。 ● 水道未普及地域への対策として、上水道での給水は費用的に困難であることから、上水道以外の給水方法について検討を進める。 						

分野：5. 心豊かに暮らせるまち 【都市】

				担当部	上下水道部
施策番号	5－8	施策名	生活排水の適正な処理	主担当課	下水道課
関連組織	環境総務課,施設課				
分類	施策にかかる社会潮流				関連資料名（法律、条例、計画等）
国の動向	わが国の汚水処理人口普及率は 90.9%と高い普及率を達成しているが、人口減少時代の到来と下水道職員の減少（人）下水道施設の老朽化（モノ）低い経費回収率（カネ）により今後さらに厳しい経営となる見込み。これらに対応するため国が都道府県構想策定マニュアルを策定し、各都道府県に持続可能な汚水処理システムの構築を目指す指針を示すよう指示。				都道府県構想策定マニュアル (国土交通省・農林水産省・環境省) (平成 26 年 1 月)
県の動向	国の指針を受けて「奈良県汚水処理構想」を策定し、県内の汚水処理施設の整備は概ね 10 年での概成、20 年の範囲で持続的な汚水処理システムの構築を目指す計画を示す。				奈良県汚水処理構想 (平成 28 年 6 月)
市の動向	国、県の動向を受けて、費用対効果を勘案し、下水道整備を推進する地域と、合併浄化槽整備を推進する地域を選定し、事業を進めて行く方針。 一定数存在する汲み取り、単独浄化槽に対応するため、し尿処理場の運営を図って行く方針。				桜井市汚水処理施設整備構想 (平成 28 年 3 月)
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道・合併浄化槽の普及を進めているが、財政面・人員の面から普及率が伸び悩んでいる。 ● 人口減少、低接続率のため使用料収益が伸びない。 ● 下水道施設の老朽化が進んで来ている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 未だ下水道未普及地域があるが財政・人員の不足により未普及解消の目処が立たない。 ● 下水道（集合処理）と合併浄化槽（個別処理）のいずれの方式が費用対効果の面で有利であるか判断が必要。 ● 今後、管路の老朽化が進むことが予想され、点検・更新の費用の増加が見込まれる。 ● 下水道への接続率の向上が必要。 				
市民生活の目標像	市民一人一人の心がけと適切な排水処理のおかげで、水質汚濁が防止され、市民は衛生的な生活を送っている				
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 健全な水循環を守るために、下水道（集合処理）と合併浄化槽（個別処理）の普及を図り、公共用水域の水質の浄化、生活排水対策を進める。 ● 生活排水処理の重要性について積極的な啓発を行い、下水道接続率の向上を図り、行政・市民・事業所が協力して水環境の保全に取り組む。 ● 下水道（集合処理）と合併浄化槽（個別処理）のいずれの方式が費用対効果の面で有利であるか判断し、現状の下水道事業計画区域の縮小を行う。 				